

令和5年度

海上保安協力員の活動推進事業

海上保安協力員連絡会議報告書

令和6年3月

公益財団法人海上保安協会



概 要

1. 海上保安協力員連絡会議開催状況

令和 5 年度は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更」に伴う各種の規制解除により、各地方本部及び支部において、別紙「会議開催支部・地区一覧」のとおり、全国 54 の海上保安協会支部・地区で会議を開催し、各海上保安協会地方本部・支部職員その他、279 名の海上保安協力員、301 名の海上保安部署職員（管区本部職員を含む）の参加を得て、各支部における海洋環境保全・海上防犯等の現況の説明、海上保安協力員からの活動状況の報告、海上保安協力員の活動全般にかかる意見交換等を実施した。

今年度の会議開催回数及び協力員の巡回等活動実績については、新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年度）の水準に復したが、新たな試みとして、複数の支部において、従来から実施していた巡視艇等による管轄海域の洋上からの視察に加えて、連絡会議自体を巡視船船内において開催し、取締り等に供する装備や船内生活の現状を紹介したほか、続けて船内において、乗組員等と一定時間生活を共にすることとした。これにより、互いに腹藏無きところを語り合い、意思疎通を深めて巡視船艇乗組員（現場業務に従事する海上保安官）との強固な一体感が醸成され、以後の海上保安協力員の活動について一層の連携強化が図られた。

2. 海上保安協力員の活動状況

令和 5 年度は、当協会沖縄地方本部と全国 108 の支部に配置された合計 734 名の海上保安協力員の活動回数が延べ 10,801 回を数え、これら海上保安協力員からの不審事象等にかかる通報件数は合わせて 436 件、うち検挙に結びついた通報件数は 24 件であった。

令和 5 年度は、5 月 19 日から 27 日まで、広島県広島市臨海部における「先進七カ国首脳会議」が開催されたほか、相前後して全国各地において「各大臣会合」が開催され、これらが臨海部で開催される場合は大規模な海上警備体制が敷かれたことに伴い、当協会各地方本部及び支部においては、海上保安部署からの要請に基づき、海上保安協力員を中心に、航行自粛等の周知・協力依頼、不審事象に関する迅速な情報提供依頼等を展開した結果、大きな混乱を生ずること無く、いずれの会議も無事終了した。

海上保安庁の発表によれば、令和 5 年の海上犯罪の発生状況については、

全体としては横ばい傾向にあるものの、漁業関係法令違反については 3 年連続で増加しており、とりわけ「あわび」「なまこ」などを違法に採捕・所持・販売する事犯が依然として後を絶たない。さらに、不法無線局を開設する等の電波法違反や、無登録で対価を得て釣り客を輸送する遊漁船業の適正化に関する法律違反も引き続き増加傾向にある。

海上保安協力員は、管轄の海上保安部署と連携を強化し、海洋環境保全推進活動等のほか、これら犯罪の未然防止や早期発見通報及び捜査協力に当たった。

(1) 検挙に結びついた通報の事例

- ・ 令和 5 年 3 月、岩手県下閉伊郡の漁港内で、海上安協力員が防犯活動巡回中、2 日間にわたって不安定な操縦に終始する小型船舶を発見したため、同船及び乗船者の特徴等を海上保安部へ速報するなど捜査に協力した結果、捜査員が臨場、同操縦者を「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」（無免許操縦）として検挙、送検するに至った。
- ・ 令和 5 年 4 月から盛夏期にかけて、愛知県南知多町周辺では小規模漁港が点在し、行楽客に紛れた悪質密漁事犯が多発していたが、至近に海上保安部署が存在しないことから、海上保安協力員が中心となって漁業協同組合をあげて防犯活動（密漁監視体制）を強化、テトラポット等密漁ポイントを徘徊する不審者を発見する都度、管轄の海上保安部署に速報することを継続した結果、密漁被疑者 13 名を「漁業法違反」により検挙、送検するに至った。
- ・ 令和 5 年 10 月、鹿児島県錦江湾に面する小規模港湾において、海上安協力員が防犯活動巡回中、遊漁船業の標識を掲示していない船舶に釣り客を乗船させて出港するのを目撃したため、管轄の海上保安部署に速報するとともに、同船の動向を監視継続した結果、臨場した海上保安官の捜査の結果、「遊漁船業の適正化に関する法律違反」（無登録の遊漁船業）により検挙するに至った。
- ・ 令和 5 年 11 月、漁業協同組合員の海上保安協力員が、福岡県行橋市内の漁港を防犯監視・環境保全巡回活動中、護岸から海上に家庭ごみらしき物件を投棄しているのを発見、直ちに管轄の海上保安部に人着等を通報するとともに、海上保安部からの要請を受け、同者の動向を注視するなど捜査に協力した結果、同海上保安部の捜査官が臨場し、その後の捜査により、被疑者を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」として検挙、送検するに至った。

(2)その他の通報の事例

- ・ 令和5年3月、海上保安協力員が沖縄県南城市の海岸を防犯巡回・環境保全監視活動中に、大量（約100匹）の「カツオノエボシ」が打ち上げられているのを発見したため管轄の海上保安署に速報した。通報を受けた同海上保安署から、地元自治体ほか警察、消防等関係機関に情報共有がなされ、周辺海岸について漂着調査が行われたほか、各種メディアを通じ「見かけても絶対に手を触れないように。」との注意喚起・周知がなされた。
- ・ 令和5年7月、海上保安協力員から、長崎県対馬市浅茅湾における長期放置船舶2隻の情報提供があったため、管轄海上保安部において現場確認のうえ追跡調査し、所有者を割り出して事情聴取等を実施した。
その後の調査により、これら2隻については、いずれも公訴時効案件であったことから警告処分するとともに、船体の撤去等適正処分について指導がなされた。

3. 海上保安協力員に期待される活動

海上保安を巡る最近の情勢等を踏まえ、安全・安心な社会の実現を目指して、海上保安協力員に特に期待される具体的活動は次のとおりであり、海上保安部署の協力・助言の下、引き続き各地域に密着した活発な活動を展開していく。

(1)海上防犯関係

- ・ 2025年（令和7年）大阪夢洲にて開催予定の、日本国際博覧会（大阪・関西万博）など、世界各国首脳の来日予定がある状況下、2024年3月、ロシア連邦モスクワ市郊外において、大規模な無差別殺人（銃乱射テロ事件）が発生するなど不安定な国際情勢に鑑み、特に臨海部や海上における特異事態の早期発見・通報等、テロの未然防止につながる活動
- ・ 全国各地で発生している密輸事犯や、沿岸・沖合を問わず行われる密漁事犯、さらには海洋への廃棄物等の不法投棄等、様々な犯罪の未然防止とこれらの早期発見・通報につながる活動

(2)海洋環境保全関係

- ・ プラスチックごみ対策が地球規模の課題となっている現状に鑑み、各地域の実情を知悉している利点を生かして、海上保安部署等との協働による海浜清掃を実施するなど、海洋環境保全につながる実践的な活動
- ・ 全国各地の園児、児童等を対象に、環境絵本及び環境紙芝居「うみが

めマリンの大冒険」の活用や、海上保安庁イメージキャラクターを活用するなど、趣向を凝らした海洋環境教室を開催するなど、未来を担う子供たちの海洋環境保全意識の高揚につながる啓発活動

会議開催支部・地区一覧

(開催日順に記載)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 水島支部 | 28 三河支部 |
| 2 衣浦支部 | 29 横浜支部 |
| 3 門司支部 | 30 比田勝支部 |
| 4 宇和島支部 | 31 木更津支部 |
| 5 苫小牧支部 | 32 金沢支部 |
| 6 福山支部 | 33 香川支部(小豆島地区) |
| 7 衣浦支部 | 34 唐津支部 |
| 8 名古屋支部 | 35 門司支部(苅田地区) |
| 9 今治支部 | 36 松山支部 |
| 10 岩国支部 | 37 長崎支部 |
| 11 山形県支部 | 38 宿毛支部 |
| 12 鹿島支部 | 39 洞海支部 |
| 13 千葉支部 | 40 三池支部 |
| 14 鳥羽支部 | 41 熊本県支部 |
| 15 宇部支部 | 42 佐渡支部 |
| 16 下田支部 | 43 田辺支部 |
| 17 沖縄支部 | 44 茨城支部 |
| 18 大阪支部 | 45 上越支部 |
| 19 四日市支部 | 46 香川支部(高松地区) |
| 20 気仙沼支部 | 47 五島支部 |
| 21 宮城支部(石巻地区) | 48 東京支部 |
| 22 玉野支部 | 49 唐津支部(伊万里地区) |
| 23 八重山支部 | 50 宮城支部 |
| 24 新居浜支部 | 51 釜石支部 |
| 25 青森支部 | 52 横須賀支部(湘南地区) |
| 26 東播磨支部 | 53 銚子支部 |
| 27 下関支部 | 54 釧路支部 |

書面会議開催支部・地区一覧

(開催日順に記載)

- 1 小樽支部